

大分市上下水道事業公告第 46 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

平成30年7月10日

大分市上下水道事業管理者 三重野 小二郎

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 公共下水道東部処理区 加納8355号線污水施設工事
- (2) 工 事 場 所 大分市大字下郡
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年11月30日まで
- (4) 工 事 概 要 管路施設工  
施工延長 L=47.4m  
内径200mm管布設工・・・L=40.4m  
内径350mm管推進工・・・L= 7.0m  
マンホール設置工・・・・・・・・N=3箇所  
汚水ます設置工・・・・・・・・N=1箇所  
付帯工・・・・・・・・1式
- (5) 予 定 価 格 ¥10,065,600.－（消費税及び地方消費税を含む。）  
¥9,320,000.－（消費税及び地方消費税を除く。）

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）により、**土木一式工事**について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更

生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- ⑦ 大分市内に建設業法に基づく**主たる営業所（本店）**が、大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領（平成17年4月1日施行）第2項に規定する**第1指名選定エリアの区域内にあること。（指名選定エリアについては別紙5のとおり）**
- ⑧ **平成30年度**において**土木一式工事がC等級**に格付けされている者で、かつ**土木一式工事を指名希望順位の第1位又は第2位**としている者であること。  
また、大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。
- ⑨ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定される土木工事における技術者を当該工事に配置できること。

### 3 入札参加制限

#### (1) 手持工事による入札参加制限

- ① 公告日において、手持工事を2件（優遇措置の対象者にあつては、3件）有していない者であること。ただし、手持工事の件数は落札者となった時点で加算することから、手持工事を2件（優遇措置の対象者にあつては、3件）有することとなった者は、その時点後に開札を行う**土木一式工事**の落札者にはなれないものとする。また、当該時点の翌日以降に入札書受付開始日が到来する**土木一式工事**の入札において、入札書を提出した者の入札は、無効とする。
- ② ①における手持工事、優遇措置の対象者及び件数は、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア 手持工事とは、次に掲げる事項のいずれにも該当する工事をいう。
    - (ア) 大分市上下水道局が発注した要件設定型一般競争入札による建設工事（災害復旧工事及び技術的難度の高い工事等で、公告文に入札参加制限の適用を除外する旨を記載したものを除く。）であること。※指名競争入札又は随意契約により発注するものは除く。
    - (イ) **土木一式工事**と同一業種であること。
    - (ウ) 公告日において、施工中（落札決定日から工事完成検査終了日までの間にあるもの）であること。
    - (エ) 公告日の属する年度において契約締結したものであること。ただし、公告日の属する年度より前の年度において契約締結した継続工事のうち当初請負代金額が3億円以上のものを含む。※継続工事とは、当初契約で工期が複数年度にわたるとした工事をいう。
  - イ 優遇措置の対象者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
    - (ア) 公告日の属する年度又は過去5年度（平成25年度から平成29年度まで）の間に、**土木一式工事**で大分市優良建設工事表彰を受けた者
    - (イ) 公告日において、大分市に障害者雇用促進企業として登録されている者
  - ウ 共同企業体として契約した工事にあつては、各構成員はそれぞれ手持工事を1件有しているものとする。

#### 【別紙1】参照

### 4 入札手続等

#### (1) 担当課

郵便番号870-0045

大分市城崎町1丁目5番20号

大分市上下水道局上下水道部総務課 契約監理室 電話 097-538-2413

#### (2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

① 交付期間

平成30年7月10日（火）から平成30年7月24日（火）まで、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

② 交付場所

4の(1)に同じ。

③ 交付方法

交付については、直接交付によるほかインターネット（大分県共同利用型入札情報サービスシステム [https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI\\_MENU](https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)）も行う。

(3) 設計図書等の閲覧期間及び場所

① 閲覧期間

4の(2)の①に同じ。

② 閲覧方法

本工事は設計図書等を電子閲覧に供する。（電子入札システムより設計図書等を閲覧及び取得するものとする。）

ただし、電子入札システムより取得できない場合は、契約担当者が入札参加を希望する者の準備した未使用のCD-Rに電子データ（設計図書等を電子化したものをいう。）を記録し配布するものとする。

【別紙2】参照

(4) 設計図書等の質疑応答

① 設計図書等に質問がある場合には、次により書面で持参により行うこと。

・提出期間 平成30年7月11日（水）から平成30年7月18日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで

・提出場所 4の(1)に同じ。

② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

・閲覧期間 質問があった翌日から起算して2日（休日を除く。）後までに開始し、入札書受付締切日までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時まで

・閲覧場所 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局3階 設計図書閲覧場所

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

① 提出期間 平成30年7月10日（火）から平成30年7月20日（金）午後5時まで

② 提出方法 原則、電子入札システムによるものとする。なお、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは、次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word97 から Word2010 のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel97 から Excel2010 のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat3 から Acrobat11 のバージョンで作成のもの） テキストファイル

※ 上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

③ 申請書等は、別紙様式第1号（その1）、様式第2号（その1）により作成すること。

(6) 現場説明会 実施しない。

(7) 入札保証金 免除とする。

(8) 入札及び積算内訳書の提出

① 入札書及び積算内訳書の提出期間

平成30年7月23日（月）午前9時から平成30年7月24日（火）午後5時まで

② 積算内訳書の作成

**入札書の提出時に併せて、積算内訳書の提出をすること。（入札金額と積算内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除く。）は一致していること。）**

**積算内訳書の書式は自由であるが、作成例を参考に、設計図書にある工事数量総括表の各項目に対応する数量、単位、単価及び金額を明記すること。（ファイル形式は(5)の②の提出方法によるものとする。）**

**【別紙3】参照**

③ 入札方法

原則、電子入札システムによるものとする。

④ 入札執行回数 原則として初度のみの1回とする。

⑤ その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の事前公表を行う。

ウ この入札は、最低制限価格制度を適用する。

**【別紙4】参照**

5 開札

(1) 開札予定日時 平成30年7月25日（水） 午前10時00分

開札場所 大分市城崎町1丁目5番20号  
大分市上下水道局5階 51会議室

(2) 開札の立会い 大分市電子入札立会要領によるものとする。

6 競争参加資格の事後審査及び落札決定

(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。

(2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、6の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由

についての説明を書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

(3) (1)の書面の提出場所は、4の(1)の担当課とする。

## 8 契約保証金

(1) 契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
- ③ 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(2) 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。

- ① 契約者が保険会社との間に大分市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

## 9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 予定価格を上回る入札
- ⑦ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑧ 郵送による入札
- ⑨ 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- ⑩ 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- ⑪ 公告に示した競争参加資格のない者の入札
- ⑫ 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
- ⑬ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑭ 入札参加制限に該当する者のした入札
- ⑮ 提出期限までに積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- ⑯ 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
- ⑰ 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

## 10 支払い条件

前 払 金 有

中間前払金 有  
部 分 払 なし

## 1.1 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成18年11月28日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、大分市契約事務規則並びに建設工事請負契約書の定めるところによる。
- (2) 本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第52条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

填補限度額は	対人賠償
	・ 被害者1名当たりの填補限度額 1億円以上
	・ 1事故全体の填補限度額 2億円以上
	対物賠償
	・ 1事故全体の填補限度額 3千万円以上
	免責金額（自己負担額） 10万円以内

被保険者名 請負者、全下請負人 とすること。

- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。  
この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき  
イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき  
ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。  
この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (6) 本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。
- (7) 本工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を大分市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。
- (8) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (9) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (10) その他不明な点は、大分市上下水道局上下水道部総務課 契約監理室まで照会のこと。

電話097-538-2413

## 【別紙 1】 手持工事による入札参加制限

### 1 手持工事による入札参加制限の内容について

**入札参加制限対象工事**の入札公告日において、**手持工事**(共同企業体にあつては、その構成員の手持工事をいう。以下同じ。)を**2件(優遇措置の対象者にあつては、3件)**有している場合は、当該入札に参加できないものとします。なお、手持工事の件数については、落札者となった時点で、その者の件数に加えます。

(用語について)

\* **入札参加制限対象工事**とは、手持工事による入札参加制限を行う、**要件設定型一般競争入札**により発注する建設工事(災害復旧工事及び技術的難度の高い工事を除く。)をいう。

※指名競争入札又は随意契約により発注するものは除く。

\* **手持工事**とは、次に掲げる事項のいずれにも該当する工事をいう。

ア 大分市上下水道局が発注した**要件設定型一般競争入札**による建設工事(災害復旧工事及び技術的難度の高い工事を除く。)であること。※指名競争入札又は随意契約により発注するものは除く。

イ 入札参加制限対象工事と同一業種(建設業法第3条に規定する業種をいう。以下同じ。)であること。

ウ 入札参加制限対象工事の入札公告日において、**施工中**(落札決定日以降で、工事完成検査が終了していないこと)をいう。)であること。

エ **入札参加制限対象工事の入札公告日の属する年度において契約締結したものであること。**

**ただし、入札公告日の属する年度より前の年度において契約締結した継続工事のうち当初請負代金額が3億円以上のものを含む。**

※ **継続工事とは、当初契約で工期が複数年度にわたるとした工事をいう。**

\* **優遇措置の対象者**とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 入札参加制限対象工事の入札公告日の属する年度又は過去5年度の間に、手持工事と同一の業種で「**大分市優良建設工事表彰**」を受けた者

イ 入札参加制限対象工事の入札公告日において、大分市に「**障害者雇用促進企業**」として登録されている者

### 2 手持工事による入札参加制限の取扱いについて

入札公告日における状況	入札参加制限	
ア 手持工事が <b>2件</b> (優遇措置の対象者にあつては、 <b>3件</b> )の場合	<b>同一業種の入札には参加できない。</b>	誤って、同一業種の入札に参加した場合は、その者のした入札を <b>無効</b> とする。
イ 手持工事が <b>1件</b> の場合	参加できる入札件数に制限はない。	ただし、 <b>1件</b> (優遇措置の対象者にあつては、 <b>2件</b> )の落札者となった場合は、手持工事の合計が2件(優遇措置の対象者にあつては、3件)となることから、 <b>その後に開札する工事の落札者にはなれない。</b>
ウ 手持工事が <b>ない</b> 場合	参加できる入札件数に制限はない。	ただし、 <b>2件</b> (優遇措置の対象者にあつては、 <b>3件</b> )の落札者となった場合は、 <b>その後に開札する工事の落札者にはなれない。</b>

## 【別紙2】 設計図書等の電子閲覧について

電子閲覧とは、本市上下水道局が発注する建設工事又は建設コンサルタント業務等の競争入札に係る設計図書等の閲覧を、電子入札システムにおいて閲覧又は取得することです。

対象案件は、設計金額が130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設コンサルタント業務等で、要件設定型一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名競争入札執行通知書に電子閲覧に供する旨を記載したものが対象となります。

電子閲覧の実施方法は、電子入札システムの「設計図書等閲覧」の場所に添付ファイルとして掲示をしています。閲覧される際には、入札参加者本人が電子入札システムより設計図書等(電子データ)を直接ダウンロードしてください。(設計図書等のダウンロードの方法については、別添の「電子入札システムでの添付ファイル確認方法」をご覧ください。)

システム上の障害等により電子入札システムより取得できない場合は、未使用のCD-Rを契約監理室に持参し設計図書等(電子データ)を取得してください。)

※ 詳細は、「大分市上下水道局建設工事等の競争入札に係る設計図書等の閲覧に関する要領」を参照してください。



## 【別紙3】 積算内訳書の提出について

建設工事及び建設コンサルタント業務等の全ての競争入札において、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者は、積算内訳書の提出が必要です。

### 1 積算内訳書の提出が必要な建設工事等

積算内訳書の提出が必要な建設工事等は、設計金額が130万円を超える建設工事及び設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務等のうち、要件設定型一般競争入札及び指名競争入札に付するものとし、当該入札に参加しようとする全ての者から積算内訳書の提出を求めます。

### 2 提出期限

積算内訳書は、入札書の提出期限までに、入札書と併せて提出するものとします。ただし、契約担当者が特に認めたときは、この限りではありません。

### 3 積算内訳書の内容の説明要求

提出された積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について、不明又は不備な点がある場合は、積算内訳書の提出者から説明を求めることがあります。

### 4 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、**無効**となります。

- (1) 積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- (2) 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が入札価格と一致していない者のした入札
- (3) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

※ 詳細は、「大分市上下水道局建設工事等の入札に係る積算内訳書提出に関する要領」を参照してください。

## 【別紙4】 最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度です。

本市上下水道局では、平成18年度より建設工事や建設コンサルタント業務等において、品質の確保やダンピング受注による下請のしわ寄せなどを防止する観点から、最低制限価格制度を実施し、その算定は独自の方式を採用していましたが、平成29年度より建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札における最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル等に準拠した算定方法に見直しを行い、以下のように取扱います。

### 1 対象案件

設計金額が130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設コンサルタント業務等

### 2 算定方法

#### （1）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

##### ① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

（注1）「直接工事費の97%の額」、「共通仮設費の90%の額」、「現場管理費の90%の額」、「一般管理費等の55%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。  
上記の合算額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第3位を四捨五入し、第2位までとする）。

（注2）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

##### ② 制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

（注3）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

##### ③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

（注4）算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## (2) 建設コンサルタント業務等

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定します。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目ア} + \text{項目イ} + \text{項目ウ} + \text{項目エ}) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエまでに掲げるそれぞれの額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）の合算額に、100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第3位を四捨五入し、第2位までとする）とする。

② 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限值} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限值}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	ア	イ	ウ	エ	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—	6/10から8/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10から8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額	6/10から8/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額	2/3から8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額	6/10から8/10

詳細は、「大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱」を参照してください。

## 大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領

### ( 抜粋 )

#### 1 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 本庁所管区域とは、大分市域のうち支所及び出張所の所管区域を除く区域をいう。
- ( 2 ) 支所及び出張所の所管区域とは、大分市支所及び出張所設置条例（昭和 38 年大分市条例第 7 号 ）に記載される支所及び出張所の所管区域をいう。
- ( 3 ) ブロックとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。
  - 1 ブロック 本庁所管区域のうち 大分川以西の区域
  - 2 ブロック 本庁所管区域のうち 大分川以東の区域
  - 3 ブロック 植田支所所管区域
  - 4 ブロック 大南支所所管区域
  - 5 ブロック 野津原支所所管区域
  - 6 ブロック 鶴崎支所所管区域 及び 明野出張所所管区域
  - 7 ブロック 大在支所所管区域 及び 坂ノ市支所所管区域
  - 8 ブロック 佐賀関支所所管区域
- ( 4 ) 指名選定エリアとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。
  - 第Ⅰ 指名選定エリア 1 ブロック 及び 2 ブロック
  - 第Ⅱ 指名選定エリア 3 ブロック、4 ブロック 及び 5 ブロック
  - 第Ⅲ 指名選定エリア 6 ブロック、7 ブロック 及び 8 ブロック